

愛知県環境影響評価審査会規則（原文縦書）

〔平成11年3月31日〕
〔愛知県規則第75号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第34条第7項の規定に基づき、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）並びに委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審査会に、会長が指定した事項について審査させ、又は調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前5項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。